

補助金事業等収益明細書

(自) 令和 2 年 4 月 1 日 (至) 令和 3 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 石脇福祉会

(単位: 円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳								
						本部	石脇東保育園	石脇西保育園	石脇北保育園	内越保育園	小友保育園	石脇学童クラブⅠ	石脇学童クラブⅡ	小友学童クラブ
延長保育促進事業(公費)	保 育 事 業	2,744,000	0	2,744,000	0	0	300,000	1,544,000	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業(公費)		12,927,014	0	12,927,014	0	0	2,607,000	2,607,000	0	0	0	0	0	0
市町村障がい児保育対策事業(公費)		1,669,200	0	1,669,200	0	0	0	385,200	0	0	0	0	0	0
補助金事業収益(公費)		8,500,000	0	8,500,000	2,266,320	0	1,000,000	1,500,000	0	0	0	0	0	0
延長保育促進事業(一般)		0	1,040,350	1,040,350	0	0	216,100	386,850	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業(一般)		0	361,950	361,950	0	0	118,100	72,850	0	0	0	0	0	0
区分小計		25,840,214	1,402,300	27,242,514	2,266,320	0	4,241,200	6,495,900	0	0	0	0	0	0
合 計		25,840,214	1,402,300	27,242,514	2,266,320	0	4,241,200	6,495,900	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。
 なお、運用上の取扱い(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。
 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。